

葉山港利用者案内

2020年1月現在

皆様にご利用するハーバーです。

快適で安全なマリライフが楽しめるよう、次のルールを守っていただくようお願いいたします。

施設等の利用時間

1. 窓口の受付時間

7月1日から8月31日までの土日・祝日は、 午前7時30分 ～ 午後5時
その他期間は、 午前8時00分 ～ 午後5時

2. ハーバーヤード内

7月1日から8月31日までの土日・祝日は、 午前7時30分 ～ 午後6時
その他の期間は、 午前8時00分 ～ 午後5時

※この時間以外に施設を利用する場合は、窓口にて「葉山港施設時間外利用届」の提出をお願いいたします。

3. 更衣室・シャワールーム

7月1日から8月31日までの土日・祝日は、 午前7時30分 ～ 午後7時
その他の期間は、 午前8時00分 ～ 午後6時

4. 船具ロッカー

7月1日から8月31日までの土日・祝日は、 午前7時30分 ～ 午後6時
その他の期間は、 午前8時00分 ～ 午後6時

5. 駐車場

通年の 午前5時 ～ 午後10時（こちらの時間以外は出入りも出来ません）

施設ご利用の際は、駐車場で発行された『葉山港駐車場利用券』を、艇同乗者の分も含めて
出庫される前に窓口までお持ちください。施設利用割引のスタンプを押印します。

駐車場を出られてからの施設利用割引対応は出来ません。

参考：普通車（高さ2.5m未満の車両／ルーフボックス等の付帯器具を含む）利用料

1時間 310円 / 1日辺りの上限額 施設利用者 840円 ・ 一般の方 1,550円

6. 施設の休港日

2020年1月現在、年中無休で施設をご利用いただけます。

施設の利用方法

①. 陸置の場所について

利用を承認された艇は、所定の場所に正しく陸置してください。

それ以外の場所には、陸置はできません。

また、船台などを他のバースやスロープに置かないようにお願いします。

②. 出入（帰）港手続きについて

出港手続き及び帰港手続きは、無事故確認のうえからも必要ですから、必ず実行してください。

なお、出入（帰）港は、窓口の受付時間内にお願いします。

ア 出艇届（事務所窓口_{に備え付けてあります}）に所定事項を記入し、

出艇証の貸与を受け、これを所持して出港すること。

イ 帰港したときは、すみやかに帰港の報告をし、出艇証を返納すること。

3. 一時搬出及び再搬入手続きについて

利用期間中に、艇を一時搬出しようとするときは、所定の届出をしてください。

書類は窓口にございますので、受付時間内にお申し出ください。

また、再搬入する場合は、係員の確認を受けてください。

航行中の事故防止

- (1) 出艇申告の際は、必ず乗船者の携帯電話の連絡先を記載し、連絡が取れる状態にしておいてください。
- (2) 小型艇（ディンギーヨット・小型モーターボート）は管理事務所屋上の吹き流しが赤に変わった際は、「出艇禁止」となります。速やかに帰港をしてください。
また、吹き流しが黄色の際は、「出艇注意」となります。技量を過信せず無理な出艇を避ける事と、レスキュー体制を整えた上で出艇をお願いします。

津波警報等が発令された際は、以下の吹き流しを屋上に掲揚します。海上にいる方は、船長判断で、陸に戻るか沖への避難をお願いします。管理事務所としましては、可能な限り海上にいる利用者の方に電話等で連絡を取り情報を提供します。



■津波警戒避難標識（津波の恐れあり、避難せよ）※沖への避難行動も含む

- (3) 必ず救命胴衣の着用と、定員を守り安全航行をしてください。
- (4) レスキュー要請を受けた際は、管理事務所からレスキューボートを出艇させます。具体的な場所や周りの状況を管理事務所にお伝えください。
- (5) 定置網等漁業者が従事している付近では、十分な距離を取り航行してください。
- (6) 海上からの一時搬出及び遠航の方は、目的地に着いた時点で管理事務所まで連絡をお願いします。また、行き先等に変更があった場合も同様に連絡をお願いします。

津波対策について

2011年3月の東日本大震災を受け、葉山港では津波発生時の避難場所を設定しました。管理事務所では、利用者の皆様の避難誘導を行い、安全を考慮した運営を行います。別紙で、避難経路図を用意しています。各利用者の方で、避難場所の確認をお願いします。
※別紙の詳細

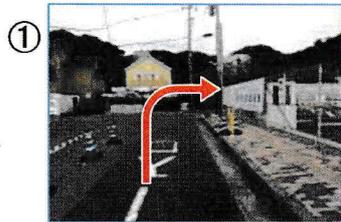
- (1) 避難場所経路図①—中央大学葉山寮付近の高台とします。
所要時間は、群集歩行速度で15分となります。
- (2) 一時避難場所経路図②—津波警報等が発令された際、①の避難場所まで避難する時間がない場合の避難先となります。所要時間は、群集歩行速度で10分となります。
※群集歩行速度 1.1m～1.2m/秒



避難場所経路図①

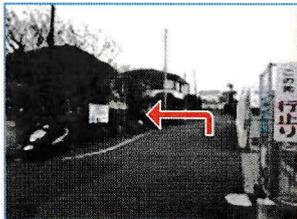
◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際の避難先になります。

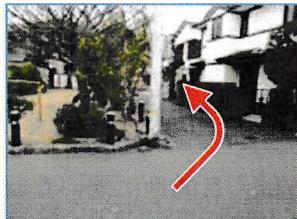


①

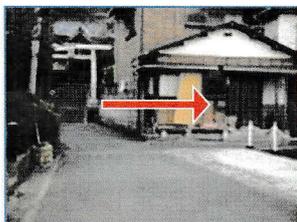
◆管理事務所入口を出て突き当たりを
右に曲がる。



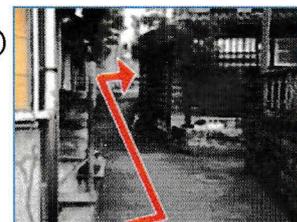
②



◆すぐ左手に公園があるので、
先の曲がり角を左に曲がる。

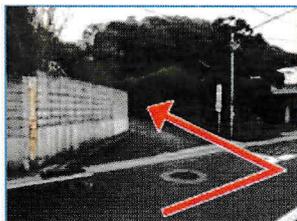


③



④

◆一つ目の路地を右、次を左、
車道(県道207号)へ出て右へ。



⑤

◆一つ目のT字路(角に「中央大学葉山寮」標識あり)を左に
曲がり、なだらかな坂の一本道を上っていく。

◆左手にマンション(「プリオール葉山の杜」)があり、
マンションの先には「中央大学葉山寮」がある。



⑥

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、
山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい。



一時避難場所経路

図②

◆葉山港管理事務所◆

※津波警報等が発令された際、避難する時間がない場合等の避難先になります。

①



◆管理事務所入口を出て突き当たりを
左に曲がる。

②

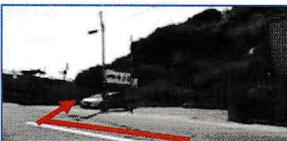


③



◆そのまま道なりに進み、
鐘摺葉山港入口の信号を右折。

④



⑤



◆日影茶屋の看板奥の階段
を上る。

⑥



◆階段を上り頂上まで行くと、
「旗立(はたたて)山」である。

⑦



◆頂上からの景色である。

※車道では車に注意して下さい。また、ブロック塀が倒れてきたり、

山肌が見える場所は土砂崩れの恐れがあります。十分ご注意下さい。

港湾施設内の秩序の維持

- (1) ヤード内の通路や斜路は、多くの人が利用する場所です。
船台や艇は絶対に放置しないでください。
また艀装等は、斜路等の他の人に迷惑のかかる場所で行わないでください。
- (2) 船艇の修理のための用具又は資材、その他の物件を放置しないでください。
- (3) 船舶用の燃料等の管理には、十分注意してください。
※ロッカー内には絶対に保管しないでください。
- (4) いつでも綺麗なハーバーと海でマリナライフを楽しむために、有害物、爆発物、その他危険物、ごみ、汚物等の衛生上有害と認められるものを持ち込んだり放置したり投げ捨てたりしないでください。
なお、港内のゴミ集積所に捨てられるものは、指定の分類に分けられるもののみです。
それ以外のゴミを捨てたい場合には必ず管理事務所までご相談ください。
※危険物などお引き受けできないものもごさいます。
- (5) ヤード内に艇の搬出や整備等で車両を入港させる場合は、管理事務所にて「車両入港届」の記入をお願いします。また、作業等は迅速に行い、速やかに退出してください。
港内に駐車することはできません。
- (6) ハーバー内では、釣り、遊泳は禁止されていますので行わないでください。
港内徐行を厳守し、曳き波を立てないように注意してください。
- (7) ハーバー内において、他人に迷惑をかけることのないように十分注意をし、良好な環境の保持に努めてください。
- (8) 港湾施設又は他の船艇等に損傷を与えたときは、すみやかに届け出をお願いします。
- (9) その他葉山港施設利用上のルールを遵守してください。

葉山港の管理者として、港湾施設内の見回り、監視等の通常管理は行いますが、利用者の皆様方も自艇の適切な保全管理をしてください。

特に、台風に関する気象情報には十分ご注意ください、台風が間近に接近しているときは、自艇の陸置場所の状態等を点検し、他の船艇に影響を及ぼさないよう十分な措置を講じてください。

※利用に関してご不明な点は、お問い合わせください。

葉山港指定管理者
株式会社リビエラリゾート
葉山港管理事務所
電話：046 - 875 - 1504

＜葉山港＞

